

# ○海上幕僚監部課長会議規則

昭和32年11月4日  
海上幕僚監部達第6号

改正 昭和37年3月19日 海上幕僚監部達第3号〔海上幕僚監部課長会議規則等の一部を改正する達2条による改正〕

昭和40年7月31日 海上幕僚監部達第4号〔海上幕僚監部衛生部の設置等に伴う関係達の整理に関する達第9条による改正〕

昭和40年12月9日 海上幕僚監部達第4号〔海上幕僚監部課長会議規則等の一部を改正する達2条による改正〕

昭和42年9月30日 海上自衛隊達第53号〔呉潜水艦基地隊の新編等に伴う関係達の整理に関する達28条による改正〕

昭和49年3月30日 海上自衛隊達第18号〔海上自衛隊における研究開発に関する達附則8項による改正〕

昭和62年9月29日 海上自衛隊達第23号〔海上幕僚監部防衛部施設課の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達11条による改正〕

昭和63年4月8日 海上自衛隊達第16号〔海上幕僚監部総括副監察官の新設及び第51航空隊の改編に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達14条による改正〕

昭和63年12月14日 海上幕僚監部達第9号〔第1次改正〕

平成14年3月22日 海上自衛隊達第25号〔海上幕僚監部首席法務官等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達59条による改正〕

平成18年3月27日 海上自衛隊達第9号〔防衛庁設置法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達第51条による改正〕

海上幕僚監部課長会議規則を次のように定める。

## 海上幕僚監部課長会議規則

(設置)

第1条 海上幕僚監部に、海上幕僚監部課長会議（以下「会議」という。）を置く。

(目的)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項を行うことを目的とする。

- (1) 海上幕僚監部部長会議提案事項の審議
- (2) 前項以外の主要事項の審議
- (3) 業務の連絡及び打合せ

(構成)

第3条 会議は、次に掲げる者（以下「課長等」という。）をもって構成する。

- (1) 課長
- (2) 総括副監察官
- (3) 首席法務官の指名した者
- (4) 首席会計監査官の指定した者
- (5) 首席衛生官の指名した者

2 議長は、総務課長をもつてあてる。

3 課長等に事故があるときは、課長等があらかじめ指名した部下職員がその職務を行う。

(開催期日)

第4条 会議は、議題のない場合を除き、毎週水曜日午後開催する。ただし、必要に応じ臨時に開催することができる。

(運営)

第5条 会議に議題を提案しようとする課長等（以下「提案課長等」という。）は、会議開催期日の2日前までに議題を総務課長に通知するとともに、会議資料を送付する。ただし、急を要する事項又は資料の配布を要しない事項については、総務課長と協議のうえ、通知の期限を変更し又は資料の送付を省略することができる。

2 総務課長は、前項の議題について上程の適否を検討し、課長等と意見を調整したうえ上程の可否を決定する。

3 総務課長は、上程することに決定した議題をすみやかに課長等に通知するとともに送付を受けた会議資料を配布する。

4 議長は、議事の進行をつかさどり、意見の調整を行う。

5 提案課長等は、議題について説明する。ただし、部下職員に説明を行わせることができる。

(その他)

第6条 総務課長は、会議終了後議事摘録を作成し、関係者に配布する。

附 則

この達は、昭和32年11月4日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部部課長会議規則等の一部を改正する達の附則〕

この達は、昭和37年3月19日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部衛生部の設置等に伴う関係達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和40年8月1日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部部課長会議規則等の一部を改正する達の附則〕

この達は、昭和40年12月9日から施行する。

附 則〔呉潜水艦基地隊の新編等に伴う関係達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和42年10月1日から施行する。

附 則〔海上自衛隊における研究開発に関する達の附則抄〕

1 この達は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部防衛部施設課の新設等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部総括副監察官の新設及び第51航空隊の改編に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則〔第1次改正による附則〕

この達は、昭和63年12月15日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部首席法務官等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成14年3月22日から施行する。ただし、ミサイル艇隊に係る改正規定は同月25日から、多用途支援艦に係る改正規定は同月27日から施行する。

附 則〔防衛庁設置法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成18年3月27日から施行する。